

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ:2013年8月 ～ポイント解説:支給開始年齢を巡る経緯と課題

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

報道では社会保障制度改革国民会議が注目されていましたが、他の会議も色々と開催されました。

- 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議
7月1日(第1回) テーマ 自由討議(日本再興戦略、公的・準公的資金の状況等)
URL http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koutekisikin_unyourisk/dai1/sidai.html (議事次第)
7月30日(第2回) テーマ 公的年金の運用の現状に関する説明
URL http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koutekisikin_unyourisk/dai2/sidai.html (議事次第)
- 社会保障審議会 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会
7月5日(第11回) テーマ 経済前提の設定に関する主な意見の整理等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013751.html> (議事録)
7月29日(第12回) テーマ 経済前提の設定に用いる経済モデル等について、一元化後の運用について等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013438.html> (配布資料)
- 社会保障制度改革国民会議
7月12日(第17回) テーマ 報告書のとりまとめに向けた議論
URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai17/gijisidai17.pdf> (議事次第)
7月29日(第18回) テーマ 報告書のとりまとめに向けた議論
URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai18/gijisidai18.pdf> (議事次第)
- 7月24日 社会保障審議会 年金記録問題に関する特別委員会(第5回)
テーマ 年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応、厚生年金基金との記録突合について等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000037fer.html> (配布資料)
- 7月25日 社会保障審議会 日本年金機構評価部会(第22回)
テーマ 平成24事業年度の業務実績に関する評価(事務方たたき台)について
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000014238.html> (配布資料)
- 7月30日 積立金基本指針に関する検討会(第1回)
テーマ 検討会について、積立金基本指針について、各運用主体の資金運用の現状について等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013682.html> (配布資料)

2 — ポイント解説：支給開始年齢を巡る経緯と課題

今月21日の設置期限を前に、社会保障制度改革国民会議が報告書をまとめ、総理に提出しました。本稿では、注目されていた受給開始年齢の引き上げについて、過去の経緯と今後の課題を確認します。

1 | 過去の経緯：65歳への引き上げには、提案から決定までに20年、引き上げ完了までに50年を費やす

現在は60歳から65歳への引き上げ途中ですが、この決定には長い年月がかかりました。当初は1980年改正時に厚生省が審議会に諮問しましたが、60歳定年でさえ普及していない状況だったため労使ともに反対し、検討規定すらも国会で法案から削除されました。結局成立したのは1994年改正時で、60歳未満の定年の禁止や65歳までの雇用の努力を企業に義務づける等の高齢者雇用対策も成立しました。ただ、1989年改正時の案よりも実施が後ろ倒しになり、かつ定額部分のみという内容でした。報酬比例部分の引き上げは、当初の提案から20年後の2000年に成立しました。段階的に実施されるため、65歳への引き上げが完了するのは、当初の提案から約50年後の2030年です。

図表 1 厚生年金の受給開始年齢引き上げの経緯

1942年	労働者年金法創設。男性55歳(女性は対象外)。
1944年	厚生年金法創設。男女とも55歳。
1954年改正	男性を60歳に引上げ(1957年度から16年かけて)。
1980年改正	厚生省が男性を65歳、女性を60歳に引き上げる案を社会保険審議会に諮問。労使委員の反対を受けて検討規定を法案化するが、国会修正で削除。
1985年改正	本則は65歳とし、60代前半は特別支給。女性を60歳に引上げ(1987年度から12年かけて)。
1989年改正	男女とも65歳に引き上げる案(男性は1998年度から、女性は2003年度から、それぞれ12年かけて)を法案に盛り込んだが、国会修正で削除。
1994年改正	定額部分についてのみ、男女とも65歳に引上げ(男性は2001年度から、女性は2006年度から、それぞれ12年かけて)。
2000年改正	報酬比例部分についても、男女とも65歳に引上げ(男性は2013年度から、女性は2018年度から、それぞれ12年かけて。女性の引上げ完了は2030年)。

2 | 近年の動向：民主党政権、自公政権とも、有識者の提言に消極的な対応

近年を振り返ると、民主党政権下でも自公政権下でも、審議会等で話題になるとマスコミが大きく取り上げ、それを受けて大臣が「中長期的な課題」などと火消しに回る動きが見られました。今回の報告書では、「直ちに具体的な検討を行う環境にはない」「中長期的課題として考える必要がある」としつつ、「検討作業については速やかに開始しておく必要がある」とも述べています。歴史を見ると、受給開始年齢の引き上げの決定や実施には時間がかかります。それを見越した準備が必要という訳です。

図表 2 受給開始年齢引き上げを巡る近年の主な発言

2011/5/23	社会保障改革に関する集中検討会議で清家委員が65歳への引上げの早期化を主張。次の回で厚労省が見直し例を提示 → マスコミは無反応
2011/10/11	年金部会で5月と同じ例を提示 → マスコミが反応
2011/10/26	小宮山厚労相(民主党)が「中長期的な課題」と国会答弁
2013/6/3	社会保障制度改革国民会議後の会見で清家会長が「67～68歳か少し上までの引き上げ議論はあって然るべきではないか」と発言
2013/7/16	田村厚労相(自民党)が「65歳への引き上げ途上(2025年まで)でのさらなる引き上げは、まずありえない」と会見で発言

3 | 今後の課題：初めてとなる国民年金(基礎年金)の受給開始年齢引き上げを、どう整理するか

受給開始年齢の引き上げに向けては、今回の報告書に盛り込まれた高齢期の就業促進や就労と年金の組合せ方も課題ですが、厚生年金より国民年金の財政状況が厳しいため、国民年金(基礎年金)の受給開始年齢引き上げが重要な論点となるでしょう。国民年金(基礎年金)の受給開始年齢は当初から65歳で、これまでの引き上げは厚生年金だけでした。「自営業者には定年がない」と言われてきた中で、国民年金(基礎年金)の受給開始年齢引き上げに対してどう国民の理解を得ていくかが課題となります。